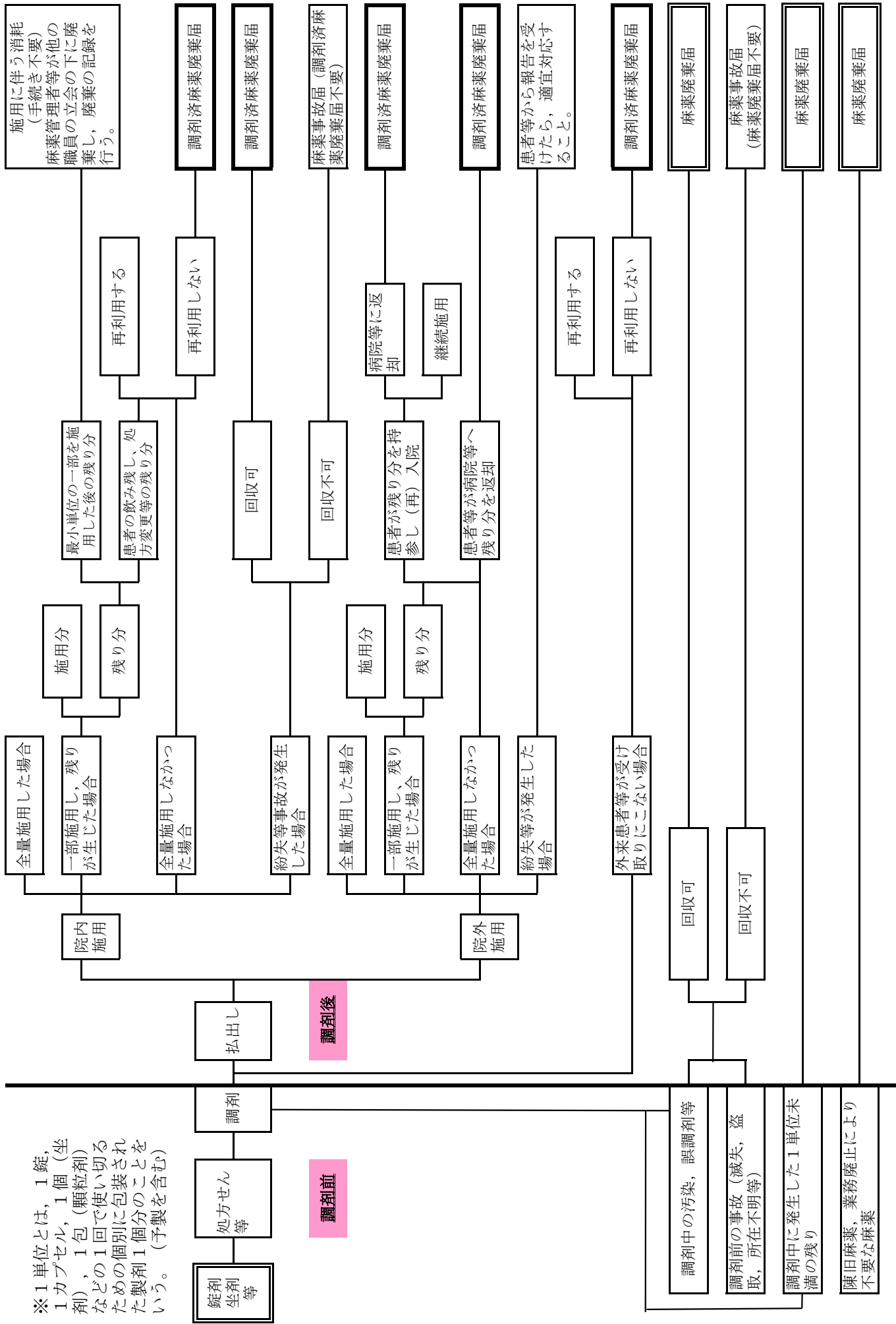


※ 1 単位とは、1 錠、1 カプセル、1 個（坐剤）、1 包（顆粒剤）などの 1 回で使い切るための個別に包装された製剤 1 個分のことをいう。（予製を含む）

図 1 1 単位を有する剤型の場合（錠剤、カプセル、坐剤等）



施用に伴う消耗（手続き不要）
麻薬管理者等が他の職員の下に廃棄し、廃棄の記録を行う。

患者等から報告を受けたら、適宜対応すること。

調剤中の汚染、誤調剤等
調剤前の事故（滅失、盗取、所在不明等）
調剤中に発生した 1 単位未満の残り
陳旧麻薬、業務廃止により不要な麻薬

図2 院内施用の注射剤の場合

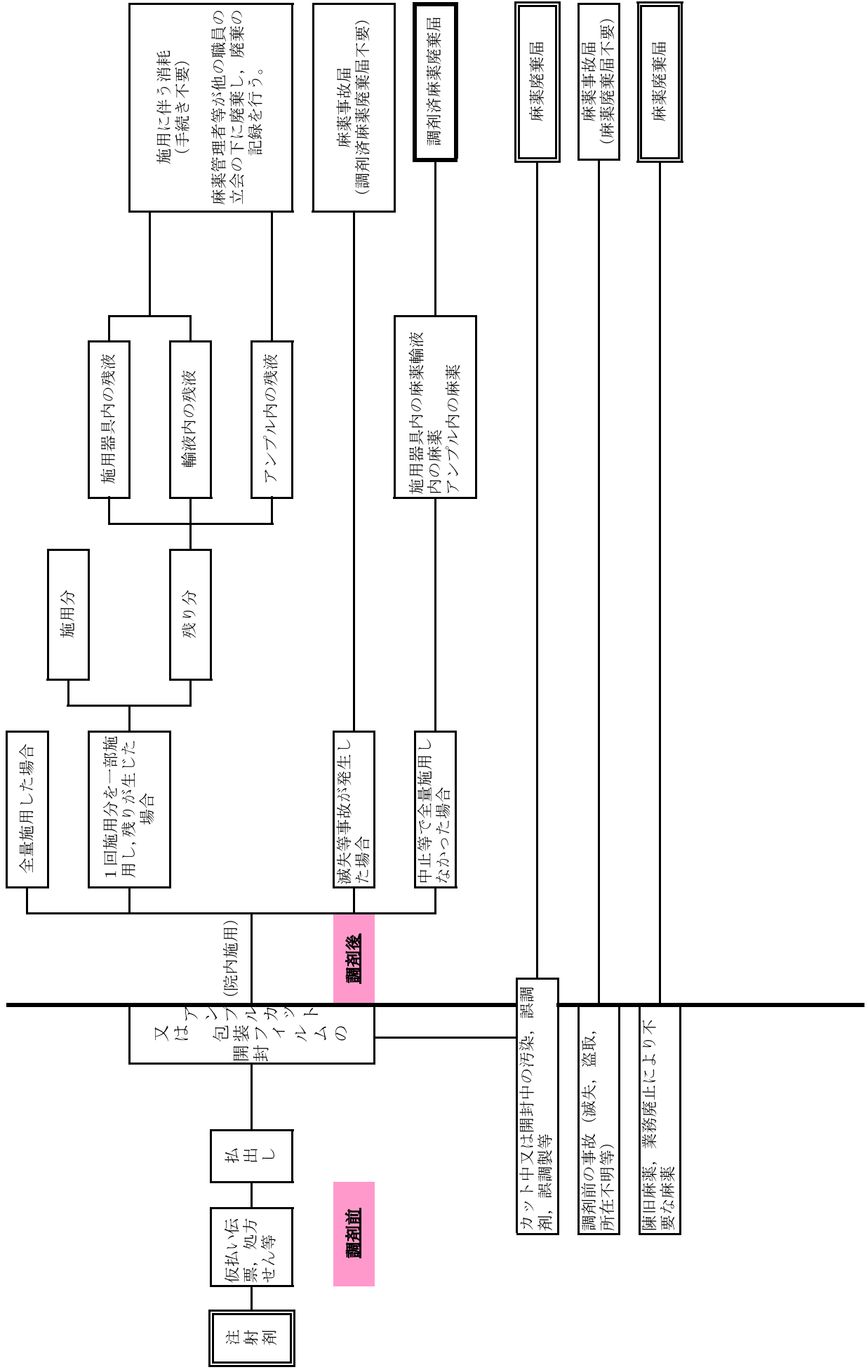
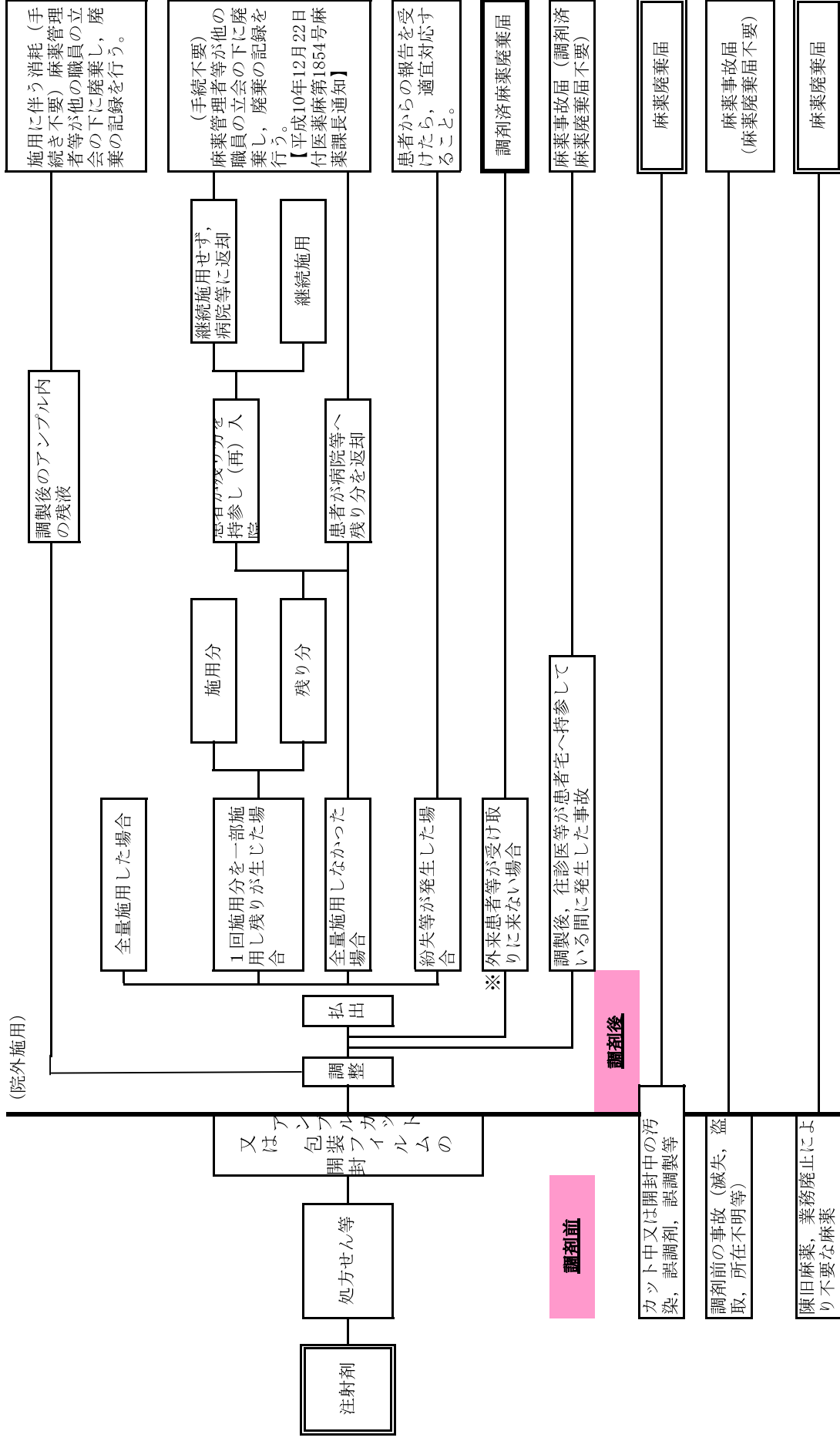


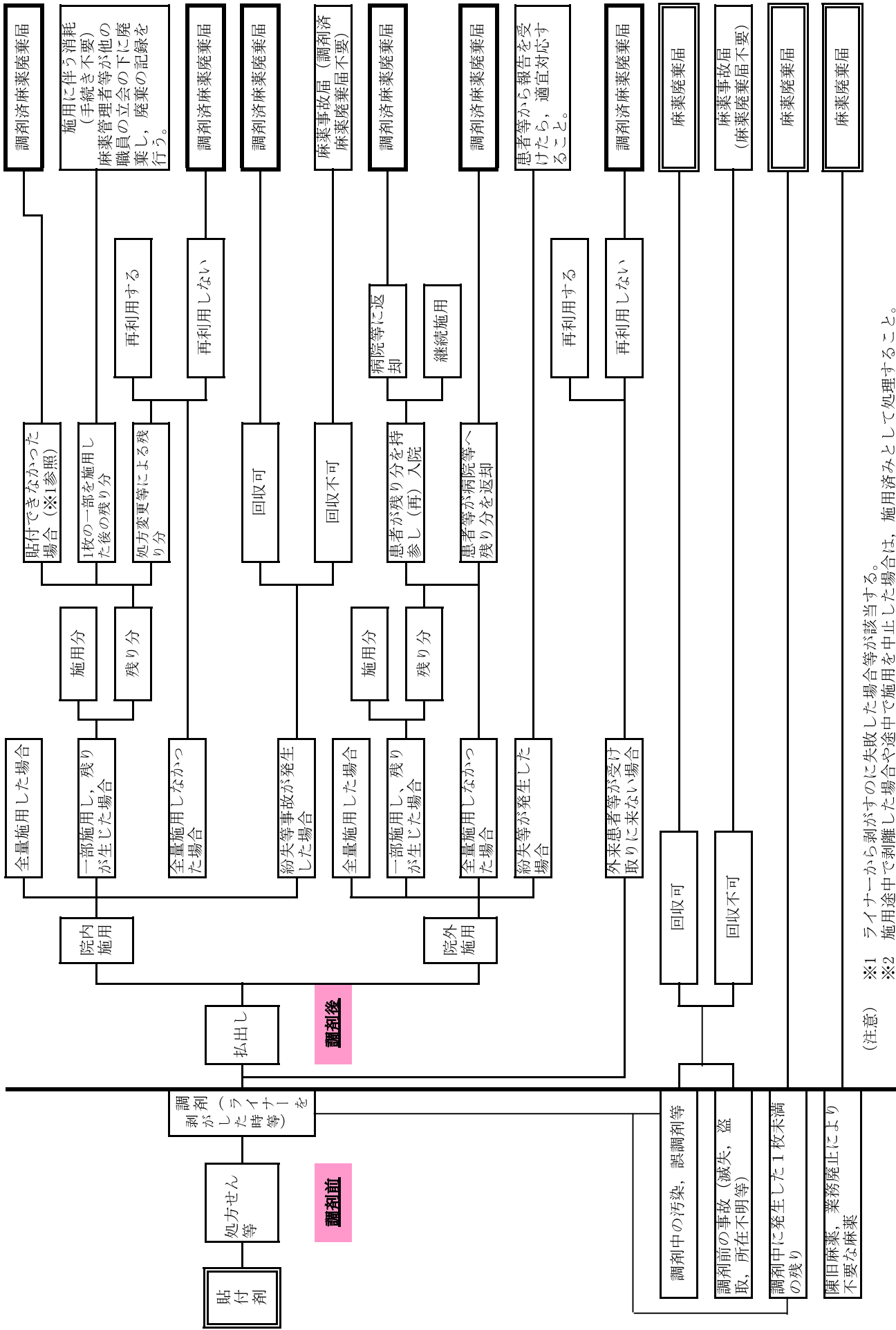
図3 院外施用の注射剤の場合（連続注入器等）



(注意) ※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨告げ退出した場合等が該当する。

在宅患者に直接アンブレカットの交付はしないこと

図4 貼付剤の場合



(注意) ※1 ライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当する。
 ※2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合、施用済みとして処理すること。
 ※3 院内で施用済みの貼付剤(上記※2の場合も含む。)については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄すること。

図6 バイアル製剤の場合

